

## 計画と法令との位置付け

## 1. 現行（令和 6 年度まで）

法律・条例	施行	失効	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
次世代育成支援 対策推進法	H15. 7. 16	R7. 3. 31	前計画	次世代育成支援地域行動計画（※）				
子ども・子育て 支援法	H24. 8. 22	—	（上記に 同じ）	子ども・子育て支援事業計画（※に内包） 中間見直し				

## 2. 令和 7 年度以降

こども基本法（令和 5 年 4 月 1 日施行）、及び那珂川市子どもの権利条例（令和 3 年 4 月 1 日施行）を柱とし、その他子ども関連法令に規定する市町村計画と一体のものとして作成する。

## こども基本法 （一部抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（こども施策に関する大綱）

第 9 条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) こども施策に関する基本的な方針
- (2) こども施策に関する重要事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項  
（都道府県こども計画等）

第 10 条 （略）

2 市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## 那珂川市子どもの権利条例 （一部抜粋）

（施策の推進）

第 27 条 市は、子どもの権利を保障し、この条例に規定する事項を計画的に進めるため、行動計画を定めます。